

令和 2 年度

第 12 回 第二農地部会定例会議事録

令和3年3月29日（月）

頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

令和2年度 第12回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和3年3月29日(月) 午後2時
会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(12名)

19番 上野 栄一	5番 岸田 健	1番 小山 一成
9番 大滝 正秋	10番 滝沢 記一	17番 岩崎 欣一
18番 長瀬 一成	20番 竹原 よし子	21番 望月 博
22番 山本 誠信	24番 笠原 浩一	2番 五十嵐 隆一

(2) 農地利用最適化推進委員(17名)

(安塚区) 青田 俊一
(浦川原区) 田鹿 敏行、井部 慎一
(大島区) 高橋 三登一
(牧区) 米川 尚登、金井 薫、中川 正道
(柿崎区) 小池 孝志、宮川 武彦、長井 恒夫
(大潟区) 細谷 正夫
(頸城区) 上井 康二、大島 伸一
(吉川区) 中嶋 琢郎、常山 哲夫
(三和区) 福原 弥、高橋 浩一

2 欠席委員

(1) 農業委員…なし

(2) 農地利用最適化推進委員…(安塚区) 高波 澄男、(大島区) 田邊 清一の2名

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	班 長	南雲 勇一	
浦川原区駐在室	副主任	江村 秀幸	
大島区駐在室	主 事	中村 駿	
牧区駐在室	副主任	井田 義之	
柿崎区駐在室	室 長	保倉 政博	副主任 佐野 謙一
大潟区駐在室	班 長	佐藤 憲司	
頸城区駐在室	主 任	小林 貴広	
吉川区駐在室	副主任	諏訪部 太	
三和区駐在室	主 任	上田 良広	

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

1番 小山 一成 2番 五十嵐 隆一

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

- 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- ②浦川原区駐在室管内分
 - 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 - 報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について
 - 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第 2 号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について
- ③大島区駐在室管内分
 - 報告第 1 号 農用地利用集積計画変更について
 - 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- ④牧区駐在室管内分
 - 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 - 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について
 - 議案第 3 号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について
- ⑤柿崎区駐在室管内分
 - 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 - 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第 2 号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について
- ⑥大潟区駐在室管内分
 - 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 - 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について
 - 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- ⑦頸城区駐在室管内分
 - 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 - 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について
 - 報告第 3 号 農用地利用集積計画変更について
 - 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について
 - 議案第 3 号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について
- ⑧吉川区駐在室管内分
 - 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 - 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について
 - 議案第 3 号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について
- ⑨三和区駐在室管内分
 - 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 - 報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について
 - 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について
 - 議案第 3 号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

5 会議

柿崎区 駐在室長	【1. 開会】 (午後2時00分) それでは、これより令和2年度第12回第二農地部会定例会を開催いたします。
柿崎区 駐在室長	【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、上野部会長からごあいさつをお願いいたします。 (上野部会長あいさつ)
柿崎区 駐在室長	それでは、これより農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。
議 長	【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。
柿崎区 駐在室長	本日は、出席委員12名、欠席委員はなしです。上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員18名、欠席推進委員1名です。
議 長	【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 1番小山一成委員、2番五十嵐隆一委員を指名いたします。
議 長	【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。 5番岸田健委員の発声をお願いします。 (全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和)
議 長	【6. 議事】 これより、議案等の審議に入ります。
議 長	《安塚区駐在室の議案》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞ 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の

説明を求めます。

安塚区
駐在室

安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

1頁をご覧ください。番号2107番から2110番の4件です。

番号2107番は借受人の労力不足のため、他者へ貸し付ける予定です。現在、新たな受け手の確保を模索しており、受け手が決まり次第、上程する予定です。

なお、それまでの間、農地の管理を指導しております。

番号2108番から2110番の3件は貸出人の要望により解約し、中間管理機構に貸し付けるものです。なお、これら3件については備考欄に返還後の利用計画の頁と番号を記載しましたので併せてご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

質問がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。
議案書は2頁をご覧ください。

1の利用権設定ですが3年を超え6年以内が9件、6年を超え10年以内が1件、10年を超えるものが4件で計14件、借り手人数6名、貸し手人数14名です。

利用権を設定する土地は、田59筆、37,175.26㎡で、再設定10件、新規設定が4件です。2利用権移転、3所有権移転はありません。

詳細については、3頁の番号2115番から6頁2128番までの14件を掲載いたしましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定4件についてご説明いたします。

6頁をご覧ください。番号2125番から2128番の4件で、いずれも報告案件で農地法第18条第6項の規定による合意解約された農地を中間管理機構に貸し付けるものです。

なお、これら14件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u>〈浦川原区駐在室の議案〉</u></p>
	<p>次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><u>〈報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について〉</u></p>
	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>浦川原区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>1頁をご覧ください。番号2501番から2504番の4件です。</p> <p>これら4件は、農地利用集積円滑化団体を仲立ちとした賃貸借でしたが、所有者の要望で、農地中間管理機構に貸し付けるため合意解約するものです。</p> <p>備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><u>〈報告第2号 農用地利用集積計画変更について〉</u></p>
	<p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。</p> <p>議案書は2頁をご覧ください。番号2501番の1件です。小作料の見直しによる</p>

額の変更であり、小作料以外の変更事項はありません。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書は 3 頁をご覧ください。1 の利用権設定ですが、6 年を超え 10 年以内が 3 件、10 年を超えるものが 13 件、計 16 件。借り手人数 2 名、貸し手人数 16 名です。

利用権を設定する土地は、田 57 筆、72,565.09 m²、畑 6 筆、1,188 m²で、新規設定が 13 件、再設定が 3 件です。

2 の利用権移転、3 の所有権移転はありません。

詳細については、4 頁の 2508 番から 6 頁の 2523 番までの 16 件を掲載いたしました。

新規の利用権設定 13 件について説明いたします。

議案書は 5 頁をご覧ください。番号 2514 番と 2516 は議案書 1 頁「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約」の関連案件です。所有者の要望で、解約された農地を農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

議案書 5 頁番号 2511 番、6 頁番号 2518 番、2522 番、2523 番は、所有者が自作していましたが、労力不足のため、農地中間管理機構に貸し付けるものです。

5 頁番号 2512 番、2513 番、2515 番、2517 番、6 頁 2519 番から 2521 番は農地利用集積円滑化団体を仲立ちとした賃貸借が期間満了となったため、農地中間管理機構に貸し付けるものです。

なお、これら 16 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第2号「実質化された人・農地プラン」の案に係る意見について>

議 長

議案第2号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

議案第2号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」ご説明いたします。議案書は7頁と8頁をご覧ください。実質化された人・農地プランの変更について、意見照会があったものです。

対象地区1、地区内集落は同じく1、区域内農地17.4ha、近い将来の農地の受け手の状況は中心経営体が7、出し手はありません。

また、本日配布しました別冊の個表も併せてご覧ください。変更箇所にはアンダーラインが引いてあります。

プランの変更内容は、中心経営体として園芸に取り組む認定農業者1名と畜産経営を行う農業者1名を追加したものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<浦川原区駐在室の議案>

議 長

次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

浦川原区

浦川原区駐在室です。よろしくお願いたします。

駐在室	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。番号 2501 番から 2504 番の 4 件です。</p> <p>これら 4 件は、農地利用集積円滑化団体を仲立ちとした賃貸借でしたが、所有者の要望で、農地中間管理機構に貸し付けるため合意解約するものです。</p> <p>備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について></p> <p>報告第 2 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>報告第 2 号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。</p> <p>議案書は 2 頁をご覧ください。番号 2501 番の 1 件です。小作料の見直しによる額の変更であり、小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は 3 頁をご覧ください。1 の利用権設定ですが、6 年を超え 10 年以内が 3 件、10 年を超えるものが 13 件、計 16 件。借り手人数 2 名、貸し手人数 16 名です。</p> <p>利用権を設定する土地は、田 57 筆、72,565.09 m²、畑 6 筆、1,188 m²で、新規設定が 13 件、再設定が 3 件です。</p> <p>2 の利用権移転、3 の所有権移転はありません。</p> <p>詳細については、4 頁の 2508 番から 6 頁の 2523 番までの 16 件を掲載いたしました。</p>

た。

新規の利用権設定 13 件について説明いたします。

議案書は 5 頁をご覧ください。番号 2514 番と 2516 は議案書 1 頁「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約」の関連案件です。所有者の要望で、解約された農地を農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

議案書 5 頁番号 2511 番、6 頁番号 2518 番、2522 番、2523 番は、所有者が自作していましたが、労力不足のため、農地中間管理機構に貸し付けるものです。

5 頁番号 2512 番、2513 番、2515 番、2517 番、6 頁 2519 番から 2521 番は農地利用集積円滑化団体を仲立ちとした賃貸借が期間満了となったため、農地中間管理機構に貸し付けるものです。

なお、これら 16 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 2 号「実質化された人・農地プラン」の案に係る意見について>

議 長

議案第 2 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

議案第 2 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」ご説明いたします。議案書は 7 頁と 8 頁をご覧ください。実質化された人・農地プランの変更について、意見照会があったものです。

対象地区 1、地区内集落は同じく 1、区域内農地 17.4ha、近い将来の農地の受け手の状況は中心経営体が 7、出し手はありません。

また、本日配布しました別冊の個表も併せてご覧ください。変更箇所にはアンダーラインが引いてあります。

プランの変更内容は、中心経営体として園芸に取り組む認定農業者 1 名と畜産経営を行う農業者 1 名を追加したものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪大島区駐在室の議案≫

議 長

次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農用地利用集積計画変更について＞

議 長

報告第1号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

大島区駐在室です。よろしくお願いたします。

1頁、報告第1号「農用地利用集積計画変更について」2904番の1件を説明いたします。この案件は小作料の変更のみになります。変更の理由は、大島区農業懇談会で策定した参考賃借料に合わせた額にするためです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

質問がないようですので、本件を承認いたします。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

2頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。1の利用権設定の内訳は、3年以内が3件、3年を超え6年以内が7件で合計10件です。借り手5名、貸し手9名で利用権を設定する土地は、田37筆37,311㎡で、新規9件、再設定1件。2利用権移転、3所有権移転はありません。

詳細については、3頁の2908番から4頁2917番までの10件を掲載いたしましたので、ご覧ください。

新規の利用権設定についてご説明いたします。3頁の番号2909番について、自作していた農地の近隣で耕作していた借人が、規模の拡大を希望していたことから貸付けるものです。2910番は、貸付者宅から耕作地が離れているため、近隣で耕作している認定農業者に貸し付けるものです。

4頁に移りまして、2911番は、高齢による労力不足のため近隣で耕作している認定農業者に貸し付けるものです。2912番から2916番は、借り人の規模の拡大のため貸し付けるものです。2917番は、貸し人が遠方に居住しており、効率的な営農を行うことができないため、地域の認定農業者に貸し付けるものです。

なお、これら10件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

＜＜牧区駐在室の議案＞＞

議 長

次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

牧区

駐在室 牧区駐在室です。よろしくお願いたします。

駐在室

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について説明いたします。1頁をご覧ください。

1頁3301番から3303番までの3件です。まず、3301番と3302番は基盤強化促進法による賃貸借でいずれも借人の労力不足による解約です。解約後は3301番は地主耕作、3302番は他者へ貸し付け予定です。この案件は、6頁3330番で説明しご審議いただきます。3303番は農地法第3条許可による賃貸借で借人の労力不足により解約するもので、解約後は地主耕作となります。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようなので、本件について、承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

牧 区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

2頁をご覧ください。まず1の利用権設定について、3年以内2件、3年超6年以内9件、6年超、10年以内3件で合計14件です。借り手10名、貸し手14名で利用権を設定する土地は田114筆、69,926㎡で、新規9件、再設定5件です。2の利用権移転については、1件で借り手1名、貸し手1名、移転する土地は田5筆、1,724㎡です。3の所有権移転はありません。

詳細については、3頁番号3318番から7頁3332番まで15件を記載しましたのでご覧ください。

それでは、新規の利用権設定9件について説明いたします。3頁、番号3318番と3319番、6頁、3329番、3331番は耕作者が労力不足と成ったことから地元の法人に貸し付けるものです。4頁、3321番、5頁3328番は耕作者が高齢で労力不足のため認定農業者の法人に貸し付けるものです。4頁、3325番は耕作者が労力不足のため地区の認定農業者の法人に貸し付けるものです。5頁、3327番は高齢で労力不足のため隣接の耕作者に貸し付けるものです。6頁、3330番は前段報告案件で承認いただいた案件で、借り受け人が体調不良となり本人の申し出で、合意解約し地元の認定農業者の法人に貸し付けるものです。

次に2利用権移転について説明いたします。7頁をご覧ください。番号3332番はこれまで法人が耕作していましたが法人の都合により、法人の構成員でもある認定農業者の譲受人に10a当たり2,000円で利用権移転するものです。

これら15件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第2号 農用地利用配分計画に係る意見について>

議 長

議案第2号「農用地利用配分計画に係る意見について」事務局の説明を求めます。

牧 区
駐在室

議案第2号「農用地利用配分計画に係る意見について」説明いたします。

8頁をご覧ください。8頁、1権利の設定、5年以上10年以内の1件で、借り手人数1名、権利を設定する土地は田12筆5,266.77㎡で新規1件になります。

2権利の移転はございません。

詳細については9頁、番号3301番の1件になります。

地区の認定農業者である法人が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第3号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について>

議 長

議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

牧 区
駐在室

10頁をご覧ください。「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」対象地区11、地区内集落は15、区域内農地217.0ha、近い将来の受け手の状況は中心経営体43、出し手9名で8.0haとなっています。

11頁に地区ごとの一覧表を掲載しました。

また、本日配布しました各地区の個表も併せてご覧ください。

それでは、牧区の特徴的なプランについて説明いたします。

11 頁をご覧ください。番号 1 番の国川、番号 2 番田島・下昆子、番号 3 番切光、4 番今清水、6 番原、10 番平山の 6 地区は耕作条件が悪く高齢になった耕作者が大半を占め、地区内に中心経営体が無いことから集約が進まず未整備田の荒廃が進んでいます。今後、周辺の経営体へ積極的に集積を進め、集落農地の維持を図っていききたいとの方針であります。

番号 5 番棚広地区は基盤整備が進み、地区の半数近くの農地が 4 法人を中心に中心経営体に集約されており今後も、貸し付け希望農地を借り受けていく方針であり安定した経営がなされています。

番号 7 番府殿、8 番片町、9 番池舟地区は農地の半数近くが、個別経営体に集約されており現状の経営は維持されていますが、経営体の多くは後継者がおらず、将来に向けて新たな経営体の育成が急務であります。

番号 11 番坪山は、地区農地の半数以上が 1 法人と実質 1 つの個人経営体で経営されています。法人は高齢が進み後継者がいない状況であり、実質個人経営体が営農を担っている状況です。個人経営体が営農不能となった場合、地区内耕地の大半が休耕する懸念があることから、新たな経営体を育成していききたいとの方針であります。

今回ご審議いただく 11 件の案件は、いずれも地区内の過半数の農地が集積されていないまでも、アンケートの実施、地図による現況把握、地域の話し合いで将来方針が作成されております。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪柿崎区駐在室の議案≫

議 長

次は柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

柿崎区

柿崎区駐在室です。よろしくお願いいたします。

駐在室	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。</p> <p>1 頁、番号 3706 番、3707 番の 2 件です。</p> <p>3706 番は、農業経営基盤強化促進法による賃貸借でしたが、他者へ売却することになったための解約です。後ほど利用権設定による所有権移転でもご説明いたしますが 3 頁 3858 番での売買になります。</p> <p>次に 3707 番は、農地法第 3 条による賃貸者でしたが、借受人の労力不足により解約し、貸出人が自作するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。</p>
議 長	<p><議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、先に岸田委員関連の番号 3839 番から 3854 番までの 16 件について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連いたします岸田委員は退席をお願いいたします。</p> <p>(岸田委員退席)</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、岸田委員関連の 12 頁 3839 番から 14 頁 3854 番までの 16 件についてご説明いたします。</p> <p>16 件全て期間 10 年の再設定で、借り手 1 名、貸し手 15 名、利用権設定を設定する土地は田 29 筆、74,154 m²になります。これら 16 件全て、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>岸田委員関連の番号 3839 番から 3854 番までの 16 件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長

賛成多数なので、岸田委員関連の番号 3839 番から 3854 番までの 16 件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

(岸田委員復席)

議 長

続きまして、岸田委員関連以外の案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」岸田委員関連以外の案件についてご説明いたします。議案書は 2 頁をご覧ください。

1 の利用権設定の内容は、3 年以内が 31 件、3 年を超え 6 年以内が 18 件、6 年を超え 10 年以内が岸田委員関連を除いて 2 件で合計 51 件、借り手人数 18 名、貸し手人数 51 名です。

利用権を設定する土地は、田 81 筆 103,570 m²、畑 13 筆 9,933 m²、再設定が 48 件、新規設定は 3 件です。

次に、2 の利用権移転はございません。3 の所有権移転は、件数 3 件、買い手人数 3 名、売り手人数 2 名、所有権を移転する土地は田 2 筆 3,998 m²、畑 1 筆、148 m²です。

詳細については、岸田委員関連を除いて 3 頁の 3857 番から 14 頁 3856 番までの 54 件を掲載いたしましたので、ご覧ください。

まず、所有権移転の 3 件を説明いたします。3 頁をご覧ください。

番号 3857 番は、買い手の畑作による規模拡大の要望により、売買するものです。対価額は総額で決めたため 10 a 当たり単価で端数が出ています。

次に 3858 番、3859 番の 2 件は、譲渡人が県外在住で資産整理の観点から譲受人と話がまとまり売買するものです。単価の違いは圃場条件によるものです。

次に新規の利用権設定 3 件の説明をいたします。

6 頁、番号 3806 番は地主が自作していましたが、労力不足のため地区の認定農業者である譲受人に貸し付けるものです。

次に 10 頁 3831 番ですが、今まで他者に貸し付けていましたが、耕作利便の観点から期間満了に伴い耕作者同士の話し合いにより、地区の認定農業者に貸し付けるものです。

次に 11 頁 3836 番ですが、譲渡人が自作していましたが、労力不足により、近隣で耕作している青年等就農者である譲受人に貸し付けるものです。

なお、これら 54 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

岸田委員関連以外の案件について原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、岸田委員関連以外の案件について原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第2号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について>

議 長

議案第2号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第2号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」説明いたします。15頁をご覧ください。

1 実質化された人・農地プラン、対象地区10、地区内集落も同じく10、区域内農地64.9ha、近い将来の農地の受け手の状況は中心経営体が13、出し手は5名で2.9haとなっています。

16頁に地区ごとの一覧表を掲載しました。

また、本日配布しました各地区の個表も併せてご覧ください。

では、今回、実質化された人・農地プランの案の柿崎区の特徴的なプランについて、ご説明いたします。16頁をご覧ください。

番号1番から4番までの4件は、平場で比較的圃場条件が良い地域です。1番の山谷地区は法人が中心経営体に入っていることから安定した営農と農地の集約化が見込まれます。3番の落合地区は、これから法人の組織化と圃場整備を計画していることから安定した営農と農地の集約化が見込まれます。

5番から10番までの6件は中山間地域等直接支払交付金事業を受けている地域で、圃場整備も進んできてはいますが、区域内農地を全て網羅することはできず、各地区の農地は当面は現状維持が可能としていますが、耕作者の高齢化、後継者不足等により耕作放棄地の増加が見込まれ、今後、周辺の経営体と連携し集積を進め、集落農地の維持を図っていききたいとの方針です。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪大潟区駐在室の議案≫

議 長

次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

大潟区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁、番号4627番から番号4633番までの7件です。

始めに番号4627番から番号4630番までの4件です。これまで借受人であった父から子への経営移譲に伴う、借り手の変更のための合意解約です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借で、農地利用集積円滑化団体である「えちご上越農協」を介した転貸です。「合意解約の事由」は借手の変更、「返還後の利用計画」は父から子への経営移譲です。

次に番号4631番から番号4633番までの3件です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借で、「合意解約の事由」は借受人の労力不足です。「返還後の利用計画」は他者へ貸付です。備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

質問がないようですので、本件を承認いたします。

＜報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について＞

議 長

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。

議案書は2頁から4頁をご覧ください。番号4606番から番号4622番までの16件です。

番号4606番は大潟区渋柿浜地内の登記簿地目「畑」、面積418㎡を一般個人住宅として利用するため、父親である譲渡人と使用貸借権を設定するものです。位置図は5頁をご覧ください。次に番号4608番から4622番までの15件は渋柿浜地内の「畑」、16筆、面積6,572㎡を大潟工業団地内の企業が施設を増設するために売買するものです。位置図は6頁をご覧ください。なお、番号4607番が空番となっているのは、届け出があり受理通知した後、取下げがあったため空番となったものです。以上です。

議 長

ただ今の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

質問がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書は7頁をご覧ください。1の利用権設定の内訳は、3年以内が1件、6年を超え10年以内が8件、10年超が2件の計11件で、借り手人数は4名、貸し手人数は11名です。利用権を設定する土地は、地目が「田」で19筆34,505㎡、「畑」が1筆373㎡で再設定1件、新規設定10件です。

2の利用権移転はありません。

3の所有権移転は1件、買い手人数は1名、売り手人数は1名、所有権を移転する土地は、地目が「田」で1筆1,014㎡です。

はじめに3の所有権移転についてご説明いたします。

議案書は8頁をご覧ください。番号4638番の1件です。

これまで譲渡人と譲受人との間で利用権を設定していた「田」1筆について、譲渡人が資産整理のため、譲受人に売却するものです。対価額ならびに10a当の単価は、双方協議により設定したものです。

次に新規の利用権設定10件についてご説明いたします。

9頁番号4627番です。先月の部会で合意解約の報告をした案件で新たに地域の認定農業者の法人との間で10a当たり12千円、期間3年の相対契約を締結するものです。

次に番号 4628 番、4631 番、4633 番は先ほど合意解約の説明をさせていただいた案件で、新たに地域の認定農業者の法人との間で 10a 当たり 12 千円、期間 10 年の相対契約を締結するものです。

次に番号 4630 番は以前より農業経営基盤強化促進法により賃貸借契約を設定しておりましたが、期間満了からの経過期間があることから新規扱いとなったもので、実質は再設定です。

次に番号 4633 番は、これまで自作していた田 3 筆を高齢による労力不足から、新たに地域の認定農業者の法人との間で 10a 当たり 12 千円、期間 10 年の相対契約を締結するものです。

次に 10 頁、番号 4634 番と 11 頁、4635 番は、先ほど合意解約の説明をさせていただいた案件で、父から子へ経営移譲することとなったため、10a 当たり 12 千円、期間 10 年の相対契約を締結するものです。

次に、12 頁、番号 4616 番と 4617 番は、これまで地主耕作であった「田」について、貸人の離農により、農地中間管理機構へ貸付けるものです。

これら 12 件の案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

＜頸城区駐在室の議案＞

議 長

次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

頸城区

頸城区駐在室です。よろしくお願いたします。

駐在室

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は 1 頁、番号 5303 番から 2 頁、番号 5316 番までの 14 件です。

最初に番号 5303 番、5304 番、5305 番、2 頁、番号 5316 番の 4 件です。

契約内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条による貸借で、「合意解約の事由」は借受人の離農のため、「返還後の利用計画」は他者へ貸付です。

つぎに番号 5306 番から 2 頁番号 5311 番までの 6 件です。これまで借受人であった父から子への経営移譲に伴う、借り手の変更のための合意解約です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条による貸借で、農地利用集積円滑化団体である「えちご上越農協」を介した転貸です。「合意解約の事由」は借手の変更、「返還後の利用計画」は父から子への経営移譲です。

つづいて 2 頁番号 5312 番です。契約内容は、農地法第 3 条による貸借で、「合意解約の事由」は借受人の離農のため、「返還後の利用計画」は他者へ貸付予定です。現在、新たな受け手の確保を模索しており、受け手が決まり次第、上程する予定でございます。なお、それまでの間、農地の管理を指導しております。

つぎに番号 5313 番、5314 番です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条による貸借で、農地利用集積円滑化団体である「えちご上越農協」を介した転貸です。「合意解約の事由」は借受人の離農によるもので「返還後の利用計画」は他者へ貸付です。

最後に番号 5315 番です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条による貸借で、「合意解約の事由」は貸人の要望、「返還後の利用計画」は他者へ貸付です。これまで貸人と借人との間で利用権設定していた「田」について、農地中間管理機構を通じた転貸へ変更するため解約するものです。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

質問がないようですので、本件を承認いたします。

＜報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について＞

議 長

報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。

議案書は 3 頁をご覧ください。番号 5301 番の 1 件です。

届出農地は頸城区松橋字砂原地内、「準工業地域」内の「畑」2 筆 2,015 m²で、転用目的は手狭となっている駐車場敷地を拡張するためです。4 頁の「位置図 届出

農地」をご覧ください。今般、譲渡人のご意向により 2 筆共に全筆買い受ける運びとなりましたが、現況は森林の様を呈しております。駐車場整備の前提で伐根等が必須となってまいります。2 筆全面積分の伐根は、費用の高騰が想定されることから、現状で最低限必要となる面積(概ね半分程度を想定)を新たに駐車場敷地として整備し、残地については段階的・計画的に整備していく意向であります。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<報告第 3 号 農用地利用集積計画変更について>

議 長

報告第 3 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

報告第 3 号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。
議案書は 5 頁をご覧ください。番号 5302 番から番号 5306 番までの 5 件です。いずれも小作料の見直しによる額の変更であります。小作料以外の変更事項はありません。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。
議案書は 6 頁をご覧ください。1 の利用権設定の内訳は、3 年以内が 1 件、6 年を超え 10 年以内が 7 件、10 年を超えるものが 8 件 計 16 件で、借り手人数は 5 名、貸し手人数は 16 名です。利用権を設定する土地は、地目が「田」で 39 筆 114,592 m²、「畑」が 1 筆 789 m²で再設定 2 件、新規設定が 14 件です。
2 の利用権移転はありません。

3の所有権移転です。

件数は1件、買い手人数は1名、売り手人数は1名、所有権を移転する土地は、地目が「畑」で2筆659㎡です。

はじめに3の所有権移転の明細についてご説明いたします。

議案書は7頁をご覧ください。

番号5350番の1件です。

これまで自作地であった「畑」2筆について、譲渡人の資産整理の観点から、他の所有農地を借り受けている譲受人に売却・所有権移転するものです。10a当の単価は、固定資産の課税標準額を元に算出したものであります。

次に新規の利用権設定14件についてご説明いたします。

議案書は9頁をご覧ください。

番号5336番、5337番、5338番です。これまで譲渡人と譲受人との間で利用権設定していた「田」について、借受人の離農により、新たに地域の認定農業者との間で10a当り13千円、期間10年の相対契約を締結するものです。

次に番号5339番、5340番、5341番です。これまで農地利用集積円滑化団体である「えちご上越農協」を介し農地を借り受けておりましたが、借受人による子への経営移譲に伴い、新たに譲受人(子)との間で10a当り12千円、期間10年の相対契約を締結するものです。次におめくりいただいて10頁、11頁、番号5342番から5349番までの8件です。最初に番号5342番、5345番です。これまで地主耕作であった「田」について、貸人の離農により、農地中間管理機構へ貸し付けるものです。続いて番号5343番、5344番は、これまで今程の番号5342番の貸人が借り受けておりましたが、今般の離農により、併せて農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

次に番号5346番です。これまで貸人の父親が耕作していた「田」について、貸人の父親が亡くなられたことにより、農地中間管理機構へ貸し付けるものです。続いて番号5347番です。これまで貸人と借人との間で利用権設定していた「田」について、農地中間管理機構を介した転貸へ変更するものです。次に番号5348番です。これまで地主耕作であった「田」について、貸人の離農により、農地中間管理機構へ貸し付けるものです。11頁、番号5349番は、番号5348番の貸人が離農したことにより農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

以上8件の10a当りの賃借料、内容についてはご覧のとおりです。

これら17件の案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。

議案書は12頁をご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の決定に基づき、市長名をもって協議のあった農用地利用配分計画案について、農業委員会に対し意見を求めるものです。

1の権利の設定はございません。2の権利の移転です。件数は1件、借り手人数、貸し手人数はともに1名、権利を移転する土地は、地目が「田」で8筆17,364㎡です。次に13頁をご覧ください。権利移転の明細についてご説明いたします。番号5306番の1件です。旧借手の要望により新借手へ権利を移転するもので賃借料、内容についてはご覧のとおりです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第3号「実質化された人・農地プラン」の案に係る意見について>

議 長

議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」ご説明いたします。頸城区内の多くは平坦地で、昭和の末から平成にかけて実施された圃場整備によって1区画0.3haから1ha規模の圃場が広がっており、圃場の大規模化に伴う機械化の進展や兼業農家の離農等により、大規模農家や法人への農地集積・集約化が進んでおります。また人・農地プランは現在7地区ございますが、そのうち「大

坂井地区、花ヶ崎地区、おおがた地区」の計3地区は、地区内耕地面積の過半について、近い将来の農地の出し手と受け手が特定されている区域として判断され、既に実質化されている区域と認められることから、今後市のホームページにて公表する予定であります。

議案書は14頁をご覧ください。対象地区4、地区内集落は40、区域内農地面積は1,148.4ha、近い将来の農地の受け手の状況は中心経営体数が99、出し手の農業者数は11名で貸付等予定面積の合計は30.0haです。

15頁をご覧ください。主なプランについてご説明いたします。

番号1番の南川地区は、中心経営体として農業生産法人等を5、個人10名を位置付けており、区域内農地面積は180.5ha、担い手への集積率は71.1%となっております。今後も農地中間管理機構を介し中心経営体に農地集積・集約化を図ることとしています。番号3番の西部地区は、中心経営体として農業生産法人等を4、個人6名を位置付けており、区域内農地面積は105.8ha、担い手への集積率は75.3%であります。農地中間管理機構を通じた中心経営体への農地集積・集約化を図る一方で、収益性の高い野菜をはじめとした園芸作物の生産や6次産業化の推進に取り組んでおります。次に番号4番の明治地区は、中心経営体として農業生産法人等を13、個人26名を位置付けており、区域内農地面積は496.3ha、担い手への集積率は70.9%となっております。中山間地域を抱える地区であり、法人自体の体制強化や鳥獣被害等の課題に苦慮しながらも、隣接集落等における入り作希望の認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進し、担い手不足の解消に取り組むこととしています。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

《吉川区駐在室の議案》

議 長

次は吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。

1頁6216番から6220番までの5件です。

まず、6216番ですが、当該地は基盤強化促進法により利用権設定がされておりましたが、耕作者の労力不足により合意解約されたもので、解約後は別の認定農業者が耕作するとのことです。今月はまだ利用権設定の申請が間に合っておりませんが、作付け期が迫っていることから提出を促したいと考えています。

次に6217番です。こちらも基盤強化促進法による契約で、耕作者の労力不足から合意解約となりました。新たな耕作者は地区の認定農業法人です。関連案件の頁、番号を備考欄に記載しましたので、ご覧ください。

次に6218番から6220番までの3件はいずれも地区の農業者で新規に設立した農業生産法人に農地集積を図るため、個人で借り受けていた契約を合意解約するものです。関連案件の頁、番号を備考欄に記載しましたので、ご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書は2頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、期間3年以内が27件、3年を超え6年以内が4件、6年を超え10年以内が5件、10年超が9件で合計45件、借り手13名、貸し手42名で、利用権を設定する土地は、田が185筆304,654㎡、畑が8筆3,576㎡。再設定17件、新規28件です。

2の利用権移転は1件、借り手1名、貸し手1名、移転する土地は田6筆6,547㎡です。3の所有権移転はありません。

詳細は、3頁の6263番から11頁6308番までの46件を掲載いたしましたので、ご覧ください。

では、利用権設定の新規案件の説明をいたします。

3 頁の番号 6263 番は、先月の定例会に合意解約をご報告いたしました案件で、耕作不便により返還を受けた農地を近隣集落の認定農業者に貸し付けるものです。

6268 番、6269 番、4 頁 6270 番から 5 頁 6280 番、8 頁 6296 番、6298 番は、いずれも利用権の設定期間に空きが出たことから新規扱いとなりましたが、耕作が継続されているため実態は再設定案件となります。

7 頁 6291 番、6292 番は、所有者が自作しておりましたが、集落の認定農業者である農業生産法人へ貸し付けるものです。

8 頁の 6297 番は先にご報告申し上げた合意解約との関連案件で、労力不足により返還を受けた土地を地区の認定農業者である農業生産法人に貸し付けるものです。

9 頁 6299 番から 6301 番は自作していた農地を農地中間管理機構へ貸し付けて離農するものです。6302 番から 10 頁 6307 番は、合意解約でご報告した関連案件となりますが、農地中間管理機構を介して、本年地区の担い手で設立された農事組合法人に貸し付けるものです。農地中間管理機構からの貸付けについては、来月以降ご審議いただく予定です。

次に 11 頁、利用権移転についてご説明いたします。

6308 番 1 件ですが、経営基盤強化促進法により設定されている利用権をそのまま、地区の農業次世代人材として登録されている譲受人に移転するものです。

以上、これら 46 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。
12 頁をご覧ください。

1 権利の設定は、期間 5 年以上 10 年以内の 1 件、10 年超が 1 件、合計 2 件、借り手人数 2 名、権利を設定する土地は田 8 筆、9,057 m²の新規 2 件。

2 権利の移転は 2 件、借り手 2 名、貸し手 2 名、権利を移転する土地は、田 9 筆 3,142 m²、畑 1 筆 67 m²です。

詳細は 13 頁 6205 番から 15 頁 6208 番に記載しましたのでご覧ください。

13 頁 6205 番、14 頁 6206 番の 2 件は、いずれも人・農地プランに登載された担い手が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。

また、15 頁の 6207 番は、集落の生産法人が農地中間管理機構から借り受けていた農地を同集落の認定農業者へ、6208 番は入作していた隣接集落の認定農業者から集落に新たに設立された農業生産法人に利用権を移転するものです。 以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見、ご質問がないようなので、本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第 3 号「実質化された人・農地プラン」の案に係る意見について>

議 長

議案第 3 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

16 頁をご覧ください。実質化された人・農地プラン、番号 1 番から 8 番までの 8 件の変更について、市から意見照会があったものです。

対象地区 8、地区内集落は同じく 8、区域内農地 310.7ha、近い将来の農地の受け手の状況は中心経営体が 51、出し手はありません。

17 頁に地区ごとの一覧表を掲載しましたのでご覧ください。

1 番から 8 番までの変更内容は、いずれも地区内の担い手である中心経営体の追加で、その内訳は水稻に取り組む農業者 1 名、畜産経営を行う農業者 2 名、園芸に取り組む農業者 5 名、花きに取り組む農業者 1 名です。

変更箇所については、本日お手元にお配りいたしました個表の該当箇所にアンダーラインを引いておりますので、ご確認ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたしま

す。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪三和区駐在室の議案≫

議 長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

三和区駐在室です。よろしくお願いいたします。

1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。

1頁をご覧ください。番号8602番の1件です。

契約内容は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく賃貸借契約です。合意解約の事由は「貸人の要望」、返還後の利用計画は「地主耕作」です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<報告第2号 農用地利用集積計画変更について>

議 長

報告第2号「農用地利用集積計画変更について」審議いたします。事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

報告第2号「農用地利用集積計画変更について」説明いたします。

2頁をご覧ください。番号8623番、8624番の2件です。

いずれも小作料の見直しによる額の変更です。小作料以外の変更事項はありません。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。
3頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年以内が15件、3年を超え6年以内が3件、6年を超え10年以内が4件、10年を超えるものが2件で計24件、借り手人数18名、貸し手人数24名です。

利用権を設定する土地は、田56筆175,250.91㎡、畑10筆2,251.71㎡、再設定19件、新規設定5件です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、4頁8608番から9頁8631番までの24件を掲載しましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定5件について説明いたします。

5頁、8621番、7頁、8625番、8頁8627番、9頁8630番、8631番の5件をご覧ください。

5頁、8621番の1件は、これまで貸人が自作されていましたが、労力不足により経営規模を縮小することから、地域の認定農業者へ貸し付けるものです。

7頁、8625番の1件は、これまで貸人が自作されていた農地を、農地集約のため地域の認定農業者へ貸し付けるものです。

8頁、8627番の1件は、これまで別の借手が耕作されていましたが、労力不足により経営規模を縮小することから、地域の認定農業者へ貸し付けるものです。

9頁、8630番、8631番の2件は、これまで貸人が自作されていた農地を、農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

なお、これら24件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします

<議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。
10頁をご覧ください。

1の権利の設定の内訳は、期間は10年を超えるものが2件、借り手2名、貸し手1名、権利を設定する土地は、田が4筆23,260㎡、新規設定1件です。

2の権利の移転はありません。

詳細については、11頁、8603番、8604番に掲載しましたので、ご覧ください。

この2件は、全て人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」>

議 長

議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」説明いたします。12頁をご覧ください。

番号1番から5番までの5件です。

対象地区5、地区内集落は6、区域内農地259.8ha、近い将来の農地の受け手の状況は中心経営体数37経営体となっています。

13頁に地区ごとの一覧表を掲載いたしました。

また、本日配布しました各地区の個表も併せてご覧ください。

今回、実質化された人・農地プランについて、番号1番から5番までの5件は、地区内の中心経営体として、認定農業者1名を含む5経営体を追加することから、実質化された人・農地プランの変更を行うものです。

なお、変更箇所については、各地区の個表に掲載されております「中心経営体の氏名等」の内容にアンダーラインを引き、追加した中心経営体を掲載いたしました。

今回の実質化された人・農地プラン案の特徴的なプランについて、説明いたします。13頁をご覧ください。

番号1番、三和区法花寺・中野地区は、地区内に中心経営体である認定農業者が8経営体おり、地区内は中心経営体へ農地集約が進んでいる状況です。地区内の農地面積36.1ヘクタール、集積面積29.4ヘクタール、集積率81.4%となっています。今後も、農地の集約を図るとともに、地域内の農業者から農地を引き受ける依頼があったときや地区内の中心経営体が現状を維持できない場合には、認定農業者へ集約することとしています。

番号4番、三和区島倉地区は、中心経営体である認定農業者5経営体の内、地区内2経営体、地区外3経営体を中心に農地集積が進んでいる状況です。地区内の農地面積68.8ヘクタール、集積面積60ヘクタール、集積率87.2%となっています。島倉地区においても、1番と同様に離農などにより農地の貸付希望者がいる場合には、認定農業者へ集約する状況となっています。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

議 長

以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。

議 長

【7. 閉会】

本日の令和2年度第12回第二農地部会定例会を終了いたします。

(午後3時25分終了)